

第4回宮崎県河川整備学識者懇談会

次 第

日時：平成26年11月11日(火)

13:30~16:00

場所：日向大王谷コミュニティセンター

1 開会

2 あいさつ

3 議事

- (1) 第1回懇談会の指摘事項と対応
- (2) 対象河川における流域の特徴
- (3) 環境調査の途中経過報告
- (4) 整備区間・対策の検討結果
- (5) 整備における環境への配慮事項
- (6) 河川整備計画(原案)について
- (7) 今後のスケジュール

4 閉会

平成26年度第4回宮崎県河川整備学識者懇談会出席者名簿

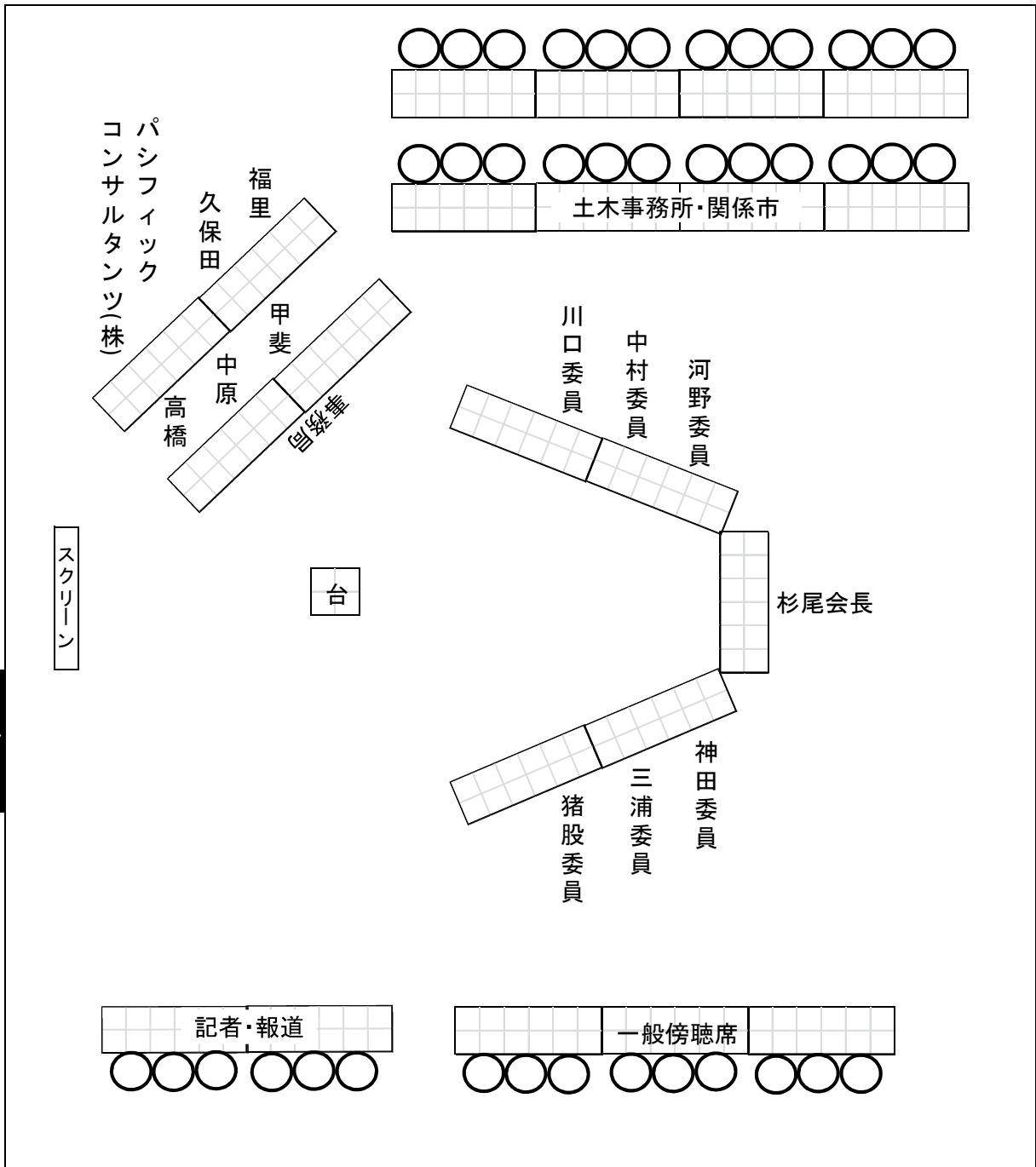
(委員)

所属	役職名	氏名
宮崎大学	名誉教授	杉尾 哲
宮崎大学農学部	教授	神田 猛
宮崎大学農学部	教授	三浦 知之
宮崎県土地改良事業団体連合会	常務理事	猪股 敏雄
綾町役場エコパーク推進室	照葉樹林文化推進専門監	河野 耕三
宮崎大学農学部	非常勤講師	中村 豊
鉾脈社	専務取締役	川口 道子

(事務局)

宮崎県県土整備部河川課	課長補佐(技術)	高橋 秀人
	計画調査担当リーダー	中原 学
	計画調査担当	甲斐 裕之
	計画調査担当	久保田修司
	計画調査担当	福里 圭介

会合名：第4回宮崎県河川整備学識者懇談会



宮崎県河川整備学識者懇談会設置要綱

平成26年8月27日

県土整備部河川課

(設置)

第1条 県管理河川における河川整備計画（以下「整備計画」という。）の策定、点検、変更及び事後評価について、広く学識経験者から意見聴取を行うため、宮崎県河川整備学識者懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 整備計画の策定に関すること。
- (2) 整備計画の点検及び変更に関すること。
- (3) 整備計画により実施された事業のうち、県土整備部公共事業事後評価実施基準により事後評価の対象となる事業についての審議に関すること。

(組織)

第3条 懇談会は、委員15名以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験を有する者のうちから、県土整備部長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 懇談会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は懇談会の運営と進行を統括し、懇談会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから互選された者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会は、県土整備部長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて委員以外の者に対し、懇談会の場で意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、宮崎県県土整備部河川課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、県土整備部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月27日から施行する

別表 宮崎県河川整備学識者懇談会委員

	区 分	所 属	役職名	氏 名	住所
1	学識経験者（河川工学）	宮 崎 大 学	名誉教授	すぎお きとる 杉尾 哲	宮崎
2	学識経験者（水質）	宮崎大学工学部	教 授	すずき よしひろ 鈴木 祥広	宮崎
3	学識経験者（水工学・海岸）	宮崎大学工学部	准 教 授	むらかみ けいすけ 村上 啓介	宮崎
4	学識経験者（魚類）	宮崎大学農学部	教 授	かんだ たけし 神田 猛	宮崎
5	学識経験者（底生動物）	宮崎大学農学部	教 授	みうら ともゆき 三浦 知之	宮崎
6	学識経験者（経済）	宮崎公立大学人文学部	准 教 授	くぼ わか 久保 和華	宮崎
7	学識経験者（水利）	宮崎県土地改良事業団体 連合会	常務理事	いのまた としお 猪股 敏雄	宮崎
8	学識経験者（植物）	綾町役場 エコパーク推進室	照葉樹林 文化推進 専 門 監	かわの こうぞう 河野 耕三	宮崎
9	学識経験者（動物・鳥類）	宮崎大学農学部	非 常 勤 講 師	なかむら ゆたか 中村 豊	宮崎
10	学識経験者（生活）	鉦脈社	専 務 取 締 役	かわぐち みちこ 川口 道子	宮崎
11	学識経験者（歴史・文化）	県文化財保護審議会	前 会 長	か い りょうすけ 甲斐 亮典	宮崎